

小口生活資金貸付事業のご案内

1. 貸付対象世帯

品川区内に引き続き3ヶ月以上居住する低所得世帯（生活保護世帯を除く）で、以下の理由により資金を必要とし、他からの融資を受けることが困難であるもの。

- (1) 医療費などの支払いで臨時の生活費が必要なとき
- (2) 給与などの盗難、紛失で生活費が必要なとき
- (3) 年金などの支給日までの生活費が必要なとき
- (4) 火災等被災によって生活費が必要なとき 等

※ 同一世帯について、貸付は1件とする。（まず、電話でご連絡ください。）

★下記の世帯はご利用いただけません★

- 生活保護世帯
- 収入がないか又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している世帯
- 多額な負債がある方及び返済が滞っている方がいる世帯
- 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方がいる世帯
- 生活状況が確認できない世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯

2. 貸付の内容

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 貸付限度額 | 20,000円 |
| (2) 利 子 | 無利子 |
| (3) 返済期間 | 10ヶ月（貸付日の属する月の翌月から） |
| (4) 保 証 人 | なし |

3. 提示書類

- (1) 品川区民であることを証明する公的書類

【健康保険証と顔写真付の身分証明証（免許証・マイナンバーカード等）】

- (2) 世帯の収入がわかる書類

※ 借入手続では借用書への記入が必要です。印鑑（朱肉対応のもの）を用意してください。

小口生活資金貸付事業は、区民の皆様からの寄付金等を原資としております。

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
〒140-0014
品川区大井1-14-1大井1丁目共同ビル
03-5718-7171